

嘉手納～普天間～岩国～小松～厚木～横田

全国の軍事基地被害者の思いを結ぶ…

# 全国爆音訴訟ニュース

発行：全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 発行日：2015年5月5日

連絡先：〒242-0028 神奈川県大和市桜森フォント1F 第四次厚木爆音訴訟原告団気付

発行責任者：藤田榮治 TEL：046-200-5505 FAX:046-261-5615 E-Mail : wu9m-situ@asahinet.jp

No.2

巻頭言

## 安倍政権における集団的 自衛権行使容認と憲法の危機

第四次厚木爆音訴訟弁護団 弁護士 石黒 康仁

1 政府は、2014年7月1日、これまでの憲法解釈を変更して「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合には集団的自衛権行使等を容認する内容の閣議決定を行い、そして、今、これに基づいて自衛隊法の改正案や国際平和支援法案（仮称）などを今国会に提出しようとしている。

今、我が国は、国のあり方、基本に問わる大きな岐路に立っている。まさしく憲法の危機といえる状況にある。

2 第2次安倍政権は、2012年12月の発足以来、憲法を蔑ろにし、そして右傾化の道を突っ走っている。まずはその経過を概観してみよう。

当初は、憲法を国民の手に取り戻すなどと訳の分からぬ理由をつけて憲法改正要件（憲法第96条）を緩和しようと試みたが、国民の強い反対を受けてこれを断念し、他方では2013年2月に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）を再度立ち上げ、同年8月には集団的自衛権の容認論者と見られる人物を内閣法制局長官に登用する異例の人事を行い、同年10月には日米外務・防衛閣僚会議において集団的自衛権の行使を前提とする日米防衛協力のための指針（ガイドライン）を改訂することに合意した。これと平行して2013年10月には国民の知る権利に反し安全保障に関する情報へのアクセスを制限する特定秘密保護法案を国会に提出し、同年12月6日、世論の強い反対を押し切り、十分な審議を尽くすことなく強引に可決成立させた。そして2014年5月15日、「集団的自衛権の行使も国連の集団的安全保障措置への参加も憲法上の制約はない」とする安保法制懇の報告を受けて、安倍首相は、母と子が乗る米艦船が攻撃

を受けるパネルを示して、自衛隊が防護できなくていいのかと記者会見で訴えた。設定されたケース自体の非現実性と情緒的なパネルと高揚した話しぶりは、凡そ一国の宰相としての器を問われかねないお粗末なものであった。その後の与党協議では、米軍が憲法9条2項の「戦力」には該当しないとした最高裁砂川事件判決でも集団的自衛権は否定されていないと勝手に解釈し、与党にしがみつく公明党はなすすべもなく押し切られ、同年7月1日に自衛の措置としての集団的自衛権行使を容認する旨の閣議決定がなされるに至った。

同決定では、新たに武力行使の新3要件（①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使すること）をあげ、集団的自衛権行使容認に向けて舵を切ったのである。

3 しかしながら、この閣議決定は、これまでの歴代政府によって維持されてきた憲法解釈（「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」）を真っ向から否定するものであり、憲法上「違憲」とされたものを解釈によって「合憲」とする憲法破壊の暴挙であった。

このような安倍政権の動きに対して、日弁連は、憲法前文や第9条に基づく恒久平和主義という基本原理（P2下段に続く）

# 東京高裁・結審＝5月14日

第四次厚木爆音訴訟は昨年5月に横浜地裁判決が出されました。被告国は直ちに、①差止訴訟要件は不適法、②違法性（受忍限度）の認定判断の誤り、③危険への接近の法理の適用を認めなかったこと、④損害額が不当に高額である、等を理由に、行訴・民訴ともに東京高裁に控訴しました。

これに対し原告団は民事訴訟について、①自衛隊機・米軍機の差止を認めなかったこと、②相互保障条項を理由にフィリピン国籍の原告4名の訴えを却下したこと。また行政訴訟においても、①一审で請求していた自衛隊機の午後8時から翌日午前8時までの間の運航

や訓練の差止、②米軍機の飛行差止、等を求めて控訴しました。

損害賠償額については、増額が認められたことや、早期解決のためにこれを受け入れることとし、国に対しては控訴しないよう要請しましたが、国が控訴したため、原告団としても附帯控訴しました。

控訴審は9月に第1回進行協議が開かれましたが、裁判所（齊藤隆裁判長）は「既に原審で主張立証が尽くされており、一審の審理を前提に、第1回、第2回で主張や立証を尽くし、第3回に本人尋問、第4回は結審とする」という驚くべき方針を打ち出しました。

(P 3 心に続く)

(P1 ⇧からの続き)

を政府の解釈によって根本的に変更しようとするものであり、憲法が国の最高法規であり（第10章）、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし、国務大臣や国会議員に憲法尊重擁護義務を課し、政府や立法府が憲法に制約されることとした立憲主義に違反し、到底許されないとして、様々な場面で反対の意見表明をし、活動を展開してきた。そして私が所属する横浜弁護士会も、口弁連と軸を同じくして2014年5月に総会の場で「憲法解釈の変更により集団的自衛権行使を容認することに反対する決議」をし、同年7月には上記開議決定に抗議し、撤回を求める会長談話を発表し、その他にも、その違憲性、危険性を市民に訴えるためのシンポジウム、集会、パレード等を繰り返し開催してきた。なかでも2015年2月21日に山下公園で開催した「集団的自衛権にNO！2.21かながわ大集会」には8000名を超える市民が結集し、その後の長蛇のパレードも合わせて、弁護士会の従来の活動の幅を広げ市民の中に率先して入り込んでいくという大きな成果を収めることができた。

しかしながら、政府は、前記閣議決定に基づき、安全保障分野における切れ目のない対応の名の下に、旨頭で述べたとおり、今国会で、集団的自衛権行使容認を前提とする法律改正ないし制定を行おうとしている。自衛隊法の改正案では、自衛隊は密接な関係にある他国が武力攻撃を受け、それが我が国の存立を脅かす等の「存立危機事態」において、集団的自衛権の行使として防衛出動による武力の行使を行うことを認め、周辺事態法の改正では、これまで事実上、日本周辺に活動区域を限定していた「周辺事態」の名称を「重要影響事態」と変更し地理的な制約を撤廃し、日本の平和と安全に影響を与える場合は、米軍以外の他国軍へも支援を可能にしようとしている。その他にも「国際社会の平和と安全に重要な影響を与える」場合に対応するための恒久法の制定や国連平和維持活動における活動区域や武器使用基準の緩和などがなされようとしている。

集団的自衛権行使を容認する法律は明らかに憲法違反であり、憲法9条のもとで禁じられた自衛隊の海外での武力行使に繋がるおそれのある法改正も、憲法に違反するものであって許すことができない。本年5月半ばにも法案が国会に提出され審議されとしているが、昨今のマスコミ報道は、与党協議の中で自衛隊の武力行使の要件や活動範囲がどこまで制限されるかなどといった面にスペースを割き、より根本的な平和主義、立憲主義という憲法の基本原理に反するという立場からの論調が一步も二歩も後退しているといわざるを得ない。

戦後70年にわたって維持されてきた平和、戦争をしない国、人を殺さず、殺されない自衛隊が変容しようとしている今、私たちは、もっともっと声を大にして反対の声をあげていかなければならぬ。



(P 2 からの続き)

これに対し、弁護団は十分な審理が尽くされるよう強く要請しましたが、「行政訴訟について専門家の意見を聞く必要がある」という弁護団の主張に対し、裁判所は「学者尋問はやらない」「専門家の意見は準備書面で提示すれば済む」と発言。国に対しても「防衛施設庁方式による昼間騒音控除センターについては、既に原審で争点としての主張が尽くされている」と厳しい発言をしました。

さらに裁判所は、控訴審における委任状の提出や訴訟承継のための書類提出について期限を区切り、「一定期日までに提出がなければ審理を分離する。取り下げさせる。」などと強硬な姿勢を示しています。

既に第1回口頭弁論を11月27日、第2回口頭弁

論を2月5日、第3回口頭弁論を3月19日に行い、高裁の計画審理によれば5月14日は結審となります。いま弁護団は国の主張を論破するための反論を展開し、新たな証拠書類や裁判官に被告実態を訴える原告の追加陳述書を提出するなどの努力を続けています。

5月結審となれば年内判決も考えられますが、差止請求については民訴・行訴を問わず、最高裁へ闇いの場を移すのは必至です。損害賠償請求については、控訴審で確定することが予想されますが、最低でも一審判決の賠償基準を維持させなければなりません。

第四次厚木爆音訴訟はいま最終段階を迎えましたが、弁護団や全国基地連と、より緊密な連携を取りながら、訴訟勝利に万全を期して取り組みます。

## ◇第2次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟原告団 ◯◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎

# 日米首脳会談へアリバイ=菅官房長官の来沖に抗議（4月4日～5日）

翁長雄志沖縄県知事が3月23日、沖縄防衛局に対して辺野古沖の海底作業の停止を指示したにもかかわらず、沖縄防衛局と農水相が茶番を演じてボーリング調査を強行する安倍政権。米軍キャンプ瑞慶覧の一部返還「式典」（4月4日）に菅義偉官房長官が参加し、政府と翁長知事との対話（4月5日）という体裁を取り繕うことが急きよ決まったようだ。翁長県政、稲嶺名護市政の新基地建設反対、県民総意を踏みにじり、安倍首相は4月下旬の訪米・日米首脳会談において、辺野古新基地建設推進をオバマ大統領への手土産にしようとしている。

菅長官は、「抑止力と普天間の危険性除去」のためには「辺野古が唯一の解決策」と、破たんした理屈を繰り返すばかり。県民との公約を裏切ったことで葬り去られた「仲井眞前知事の承認」にすがりつき、辺野古埋立を「肅々と進める」と、思考停止に陥っている。

「抑止力と普天間の危険性除去」をくり返し、辺野古を強行する安倍政権・菅長官の論理破たんは、以下のとおり明白である。

菅長官が一番先にあげる「抑止力」は、国民だましである。沖縄にいる米海兵隊の「抑止力」は、「（辺野古回帰の）方便であった」（鳩山元首相）、「海兵隊は、軍事的には沖縄にいる必要はない」（森本元防衛相）、ということを口米両政府は120パーセント認識している。

2番目にあげる「普天間の危険性除去」のため、というなら、世界一危険な普天間が司法でも違法性を断罪されているにもかかわらず、それを放置したまま欠陥機オスプレイを配備強行し、訓練・出撃拠点として

「普天間の固定化」を政府はなぜ進めるのか？

政府は、今回、米軍キャンプ瑞慶覧の傾斜地を返還するに際し、返還地を「西普天間エリア」と命名して、「普天間の負担軽減」のように見せかけているが、そこは米海兵隊普天間基地とは異なる場所であり、SACO合意（1996年）によって、2008年3月31日までに返還されるはずだった地区である。しかし、米軍はSACO返還合意を破って、住宅改修を進め地区内道路を再舗装し児童遊具等を新設した。当時、宜野湾市が米軍に対する情報公開請求によって明らかにされたように、米軍の住宅改修がアスベスト対策をしないまま工事が行われたことから、使用不可となってしまい、アスベスト汚染の米軍住宅廃屋群が何年も放置されてきたのである。

また、既に埋蔵文化財調査の過程でも枯葉剤やPCBの廃棄ドラム缶による環境汚染が危惧されている。ここはアスベスト汚染を含めて、汚染した米軍が浄化の責任を逃れるために日本側に押し付けた場所である。今回のキャンプ瑞慶覧（西普天間地区）返還「式典」は、米軍の杜撰なアスベスト対策、浄化責任を覆い隠し、SACO合意を破った責任を覆い隠そうとするものもある。

本当に「普天間の危険性除去」「基地負担の軽減」をしようとするならば、4月下旬の日米首脳会談で「普天間の閉鎖」を主張し、高江・辺野古の新基地建設を中止・断念することを表明すべきである。

私たちは、2012年10月1日にオスプレイが配備強行されて以降、2年半、一日も欠かすことなくゲート前に立ち、オスプレイの恐怖、普天間の危険を訴え続（P 4下段に続く）